

(役員の任務)

第7条 防災連絡会の役員任務は次によることとする。

- (1) 会長は防災連絡会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 防災指導員は防災連絡会が行う事業の企画、立案、訓練の実施及び指導を行うほか、各行政区の自主防災組織の長を補佐する。

(役員の任期・経費・会議)

第8条 防災連絡会の役員の任期及び運営経費並びに会議等は、古牧地区住民自治協議会の会則を適用する。

(防災委員)

第9条 防災委員は、有識者として防災連絡会、防災指導員会に出席し事業の企画、訓練などについて必要な助言を行う。

- 2 防災委員は自主防災連絡会長が若干名を任命し、任期は3年とする。ただし、再任することができる。
- 3 任命した防災委員のうち1名を防災委員の代表とする。
- 4 防災委員に必要な経費等は防災指導員と同様とする。

(雑則)

第10条 防災連絡会の規約に定めるもののほか、事業運営上必要な事項は役員会で定め企画調整委員会の承認を得ることとする。

附則

この規約は平成22年12月3日から施行する。

この規約は平成 25 年 7 月 10 日一部改正

この規約は令和 5 年 11 月 8 日一部改正 (第4条2、3、第9条)